

総務建設経済常任委員会会議記録

1. 期 日 令和7年9月2日(火) 開会 9時30分
閉会 11時56分
2. 場 所 第1委員会室
3. 付議事件
- ① 未来に向けて町制施行100年を機とした防災と二宮らしい魅力づくりの推進を求める陳情 (令和7年陳情第7号)
 - ② 二宮町議会議員及び二宮町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例 (町長提出議案第41号)
 - ③ 二宮町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例 (町長提出議案第42号)
 - ④ 二宮町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 (町長提出議案第43号)
 - ⑤ 二宮町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 (町長提出議案第44号)
 - ⑥ 閉会中の特定事件の調査について
4. 出席者 浜井委員長、大沼副委員長、渡辺委員、松崎委員、根岸委員、善波委員、野地委員、前田議長
- 執行者側
- ① 町民部長、防災安全課長、危機管理班長、教育部長、生涯学習課長、生涯学習班長
 - ② 町長、副町長、総務部長、選挙管理委員会事務局書記長、選挙管理委員会事務局書記
 - ③ 町長、副町長、政策部長、企画政策担当参事兼企画政策課長、企画調整班長
 - ④⑤ 町長、副町長、総務部長、総務課長、庶務人事班長
 - ⑥ なし
- 傍聴議員 6名
一般傍聴者 1名
議会事務局 事務局長、庶務課長

5. 経 過

① 未来に向けて町制施行100年を機とした防災と二宮らしい魅力づくりの推進を求める陳情(令和7年陳情第7号)

委員長

ただいまより総務建設経済常任委員会を開会いたします。それでは、初日の本会議で付託されました案件について審査いたします。最初に、令和7年陳情第7号「未来に向けて町制施行100年を機とした防災と二宮らしい魅力づくりの推進を求める陳情」を議題とします。お諮りいたします。本陳情につきまして、議会基本条例第15条の規定により、陳情者の

意見を聞くこととしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

委員長

ご異議なしと認めます。本陳情につきましては、提出者のまちづくり工房「しお風」代表、神保智子様にご出席いただいております。それでは神保様、10分程度にまとめて、趣旨説明をお願いいたします。

<趣旨説明>

神保氏

おはようございます。日頃から「しお風」の活動にご理解、ご協力いただきありがとうございます。「しお風」の夢は住民が主役の共育のまちづくり、つまり住民自治です。「しお風」は二宮町の魅力を伝え、町政への問題提起をし、実践活動も地道に行い、住民自治の種を25年以上撒き続けてきました。住民の生命財産を守るのは、自治体の使命です。こうした中で危惧していることは、昨年8月に豪雨災害に見舞われ、住民の生命が危険にさらされ、財産が損なわれたこと。そして、町民の財産、魅力であり、二宮らしさと思う歴史・文化資源が消滅、或いは消滅しようとしています。

まず、防災についてです。昨年の台風10号の影響による葛川の溢水はテレビ報道やSNSの拡散で全国的に知れ渡りましたが、葛川周辺の浸水被害だけではなく、土砂崩れや山からの湧水による浸水被害もあり、想定外の深刻な災害となりました。あれから1年が経過しようとしていますが、陳情資料にあるように、陳情資料は皆さんにお渡ししてあるこちらのA4サイズのカラーのものです。そちらにあるように被害状況の件数、それから道路の被害状況などの報告以外に、この災害を総括し、発生要因、実施対策、そして将来的な取り組みが町から報告されたのでしょうか。陳情資料のマップはこちらですね。この2つです。道路被害状況をハザードマップと、雨水出水浸水想定区域図と合わせたものです。土砂災害に遭った住宅地では、住宅開発事業者が専門家による調査を行い、その報告書をもとに、住民に災害発生要因や対策、将来的な取り組みを説明しているとのこと。また、神奈川県でも葛川から溢水した範囲や不浸水被害を踏まえた取り組みを図にしてまとめています。町や議会はこのようなことも参考にして、災害発生要因、実施対策、将来の取り組みを町民に明らかにし、責任を果たしてほしいと思います。私たちの暮らしは、地形の影響を大きく受け、地形が激しく変化すると、私たちの生活に打撃を与える自然災害となります。地球は生命の星やガイアとも言われ、地球自体が1つの生命体と考えられることもあります。昔から、植物、水、土壌の保全の重要性が言われ、地震などの自然災害や地形変動も、地球の自

己調整機能だという説も唱えられています。地形の激しい変化を止めることはほとんど不可能ですが、その時のための自分がどんなところに住み、どんなことに注意する必要があるのか。知識を得て対処していく術を学び、暮らしていくことは重要だと思います。二宮町はフィリピン海プレートが北米プレートに沈み込んでいる相模トラフの北側に位置し、さらにユーラシアプレートや太平洋プレートに近接する地学的に世界でも珍しい場所にあります。そのため、地殻の変動が大きく、起伏に富んだ丘陵地になっています。この丘陵地を開発して、大きな住宅地ができました。二宮町の地形は二宮層群から成り立っているものが多く、二宮層群は現在の二宮町の場所がまだ浅い相模湾の海底だった50万年前頃に堆積したものが、その後の隆起によって形成された地層です。下部は砂層、中上部は砂質シルト岩層からなり、スコリアを頻繁に含んでいて、貝化石を含むことが多いです。昔かまど石などに使われたように加工しやすく保水性があまりありません。二宮周辺の地質図は、地質図があるんですけども、皆さんの方に資料として出すより遅かったので、持ち込むことができなかったんですが、後ほど見ていただければいいかなと思うんですが、ほとんどが二宮層群で成り立っています。陳情にあたって地質と災害の関連を調べようと、地質図これとですね。実際にハザードマップや雨水出水浸水区域図とも重ねてみました。ちょっと皆さんの方にはまだ手元にはないんですけど、こういった形でまとめてみました。そういったことから考えられるんですけども、二宮層のところ、この二宮町多くて、それで表土が流れやすく、河川をはじめとする水に削られた谷部分の川地形を呈しているところは崩壊しやすいと考えられます。特に、果樹公園や周辺は、二宮町の郷土史の昭和の災害の水害として記載されている1935年、昭和10年10月27日夜からの雨は早朝豪雨となって、急激な増水による浸水等の被害が甚だしいと記載されています。町の昭和10年度予算額と同等だったようです。被害にあった児童以外総出で、小学生が泥の除去、掃除、商品・缶の洗い落としなどの奉仕をしたそうです。また、中井町に降った雨は大量の土砂とともに葛川に流れてきて、河床にその土砂を堆積し、川の排水能力を弱め、二宮町に降った雨は地中に保水力が弱く、川に流れ込んでいます。地形でどのような歴史があったのか、よく自助の大切さが言われていますが、開発が進んだ現在では自分が住んでいる場所が、どのような地形で、どのような歴史があったのか、災害のメカニズムを住民個人が知ることはなかなか難しいことだと思います。また、7月30日午前8時25分ごろ、ロシアのカムチャツカ半島付近を震源とするマグニチュード8.7の巨大地震があり、気象庁は北海道から和歌山にかけて太平洋沿岸に津波警報を発表し、その時ラディアンでは夏休み子ども教室が開催され、スマホから

二宮町の LINE の防災情報の着信音がたびたび鳴りましたが、二宮町の詳しい情報はわかりませんでした。さらに 8 月 10 日には、停電もあり、17 時 33 分には洪水警報も発令され、11 日夕方までは、氾濫や土砂災害、浸水注意や車の避難に第 1 駐車場の開放や、警報アラームまで鳴り、昨年被害に遭った方々の不安思うと心が痛かったです。このような状況では、住民は安心して暮らせるのでしょうか。

次に、二宮らしい魅力づくりについてです。2022 年 9 月議会への近代建築物を活用した二宮の魅力づくりを求める陳情は、全会一致で採択されました。町内近代建築物の現況調査の実施、近代建築物を活用した二宮らしい湘南スタイルをアピールするイメージ戦略を策定し、県に対して邸園文化圏構想事業として位置づけるよう働きかけを求めましたが、何も実施されませんでした。

2022 年 3 月議会への東京大学果樹園跡地内近代建築群の破損に対する応急処置を求める陳情も賛成 11 反対 1 で採択されました。東京大学果樹園跡地の地方創生の文化的価値を訴え、歴史的建造物の劣化が激しいことから、地方創生に向けた運用の方向性の明確化と、建物破損への応急処置を求めましたが、周辺をロープで囲い、立ち入り禁止にただけで応急処置はされず、未だ方向性も検討されていません。

2022 年 9 月議会に、二宮町の魅力づくりの核となる東京大学果樹園跡地の将来の方向性と、そのための近代建築物の活用を求める陳情も行い、「水と緑のエコミュージアム構想」を掲げ、東京大学果樹園跡地の将来の方向性を住民参画で早急に明らかにし、跡地内の建築物の活用を求め、賛成は 6 反対 7 で不採択になりましたが、不採択理由は、当構想がまだ理解できていない中、将来の方向性への足かせを危惧するということで、時期尚早だったと理解しました。こうして時が経過する中で、吉田五十八自邸、蘇峰堂は消滅し、東京大学果樹園跡地の近代建築物は崩壊寸前になっています。東京大学果樹園跡地で取材を受けた時、記者の方も、町民の財産ではないのか、この状況に驚いていました。

また、この二宮果樹公園に計画されている新庁舎建設は実施計画へと進み、4 月 24 日には柿の木が伐採されました。さらに、県文化財保護審議会では、「県指定天然記念物ナシ・モモ原木群の指定範囲についても変更を要しない」という決定を昨年 11 月にしているのに、町は、県指定天然記念物保存場所の半分をラディアンと新庁舎とを結ぶ自動車を通る道路にしようと計画しています。

これが実施されれば、県指定天然記念物ナシ・モモ原木群は早々に消滅してしまうでしょう。二宮果樹公園は神奈川園芸試験場の跡地、神奈川園芸試験場は「相模川以西にも柑橘の改善と発展のための研究機関を」という熱き住民の要請から、富樫常治らの奔走により、1908 年にこの地に開設されま

した。そしてここで大正時代に日本最初、国際的にも例のない画期的な試みと伝えられている日本ナシや生食用のモモの品種改良試験が行われました。

また、戦争中、食糧増産で畑にするために、果樹を伐採する命令が出たときにも当時の場長が「未来への遺産」といって果樹を守ったというお話も伺っています。

このような場所を新庁舎建設するだけでなく、モモ原木の県天然記念物指定区域を道路にすることは、歴史文化遺産の破壊という暴挙としか言えません。

自治体の使命「住民の生命、財産を守る」を念頭に置いてください。植物・水・土壌の保全、多様な生物の生息場所を整備していくことは、美しい景観や心地よい環境を作り、防災にも通じます。地上の美しさ、安全は、地下が支えているとも言われています。防災と二宮らしい魅力づくりは密接に結びついています。地球温暖化による異常気象、再度地質の変化に合わせた災害のメカニズムを理解するために、地形、地質、歴史、森林、土壌のことを知る必要があります。防災、環境保全、教育、観光などを総合的に捉えた町づくりと、町と住民が情報を共有し、一丸となって取り組むこと、地球の環境や生物、二宮という固有の場所について学び、新たな行動を起こしていくことが持続可能な社会の実現に重要になっていると考えています。このようなことから次の項目を陳情します。

1、昨年8月の豪雨災害を総括する災害発生要因、防災課題、対策、将来の取り組みなどを盛り込んだ報告書の作成と住民への説明。2 新庁舎建設に伴う県指定天然記念物等を活用した植物、土壌、治水、歴史を学ぶ場の創出。3、町制施行100年を機にした二宮町の地形、地質、自然、歴史、防災等を学ぶローカルナレッジ（郷土学習）の醸成。以上です。

<陳情者に対する質疑>

渡辺

1つお伺いします。陳情項目の2の方で、植物、土壌、治水、歴史を学ぶ場という表現をされているんですが、これ具体的には「水と緑のエコミュージアム構想」というのを、以前求めておられたんですけども。これ具体的にはこういうものを指しているのか。そこを教えてください。

神保氏

「水と緑のエコミュージアム」の方は東大果樹園を中心に拠点にしてということ考えていますけれども。そういった中で、全部の機能をそこにということではなくて、将来的には、エコミュージアムもそうなんですけれども、拠点を作って街歩きをしながら、町のことを学んでいこうという構想ですので、ここの果樹園跡地もここで新庁舎建設に向けて、実施計画が策定されている中であっては、そういった観点を入

れてほしいなって思っています。特に、ちょっとこのところで、本当に泥縄なんですけど、水文学とか、ちょっと言葉が詰まってしまいすいません。この夏にラウンドスケープのことにデザインについても学んだりしているんですね。そういった中で、やはり、生物の多様性を土壌に作っていくことが美しさにも繋がるし、その土地の安全を守ることにとても大切だということが非常にわかったので、そういったことのわかる一貫の、1つの何ていうんですかね。そのミュージアムという大きなものじゃないけど、その空間の中にそういうものを配置して行ってほしいなということで考えています。特に、モモはなくなってしまったんですけど、クローンがあるそうなので、そういったクローンを利用しながら、歴史とその土壌、どうやって土壌のことについて学ぶ空間を作ってもらいたいのと。あと、建設にあたっては、やはり学んだことから言うと、ただ、透水性の舗装をすればいいというものではなく、先ほど言ったように、やっぱり生物の多様性を土壌に作ることが非常に大切だということがわかりましたので、そういった中で、皆さんが集まる庁舎を建設するのであれば、そういったことについても工夫をして、このところに、そういったものを作って行ってほしいなということで書きました。

松崎

今日はありがとうございました。1点だけ今のご説明の中で、モモのクローンがあるという話ありましたが、もう少し詳しく教えていただけますか。

神保氏

私もまだそこ詳しくは調べてないんですけど、どこで読んだのか多分、県の審議の説明の中に書いてあったと思うんですけど。その中に県の自然環境保全センターの方でクローンを育成しているという話が出ていたので、そういったことも考えて、このところに、そうした場を作っていくことが非常に大切なのではないかなと私は思いました。

根岸

陳情ありがとうございます。陳情項目の2番なんですけれども、今、その学ぶ空間を作っておっしゃられていたのは、天然記念物の場所のところに、そういうコーナーを作ってほしいというようなイメージになるんでしょうか。それと3番のローカルナレッジの醸成というのは、新しく作るのではなく、何か今あることを生かしてというイメージになるのか。2番と3番は具体的にどういうことかわからないので教えていただきたい。また3番は町制100年を機にと書いてあるので、もう少し詳しいことを教えてください。

神保氏

コーナーそこですかということなんですけど、一応そこも考えているんですけども、たまたま他で読んだ鎮守の森

構想のほうかな。細川元首相なんかが作っているプロジェクトの鎮守の森構想か何かを読んだときに、そういう公共で新しい場を作る時にはそういったところにきちんと、樹木や植物を配して、そういったものを作って、その建物自体が鎮守の森になるような工夫をしましょうみたいのがあったんで、そういったことも含めて、場所の他にも、これから実施計画ができるので、議員さんの中にも言っていってほしい方がいたんですが。木を植えるとか、それと植栽についてもただその透水性舗装があるから大丈夫っていうことではなくて、やっぱり土壌って、そこに地球が生命の星が言われたのは、やっぱり土が土壌があるから、空気も発生したし、そういったことで生命の星と言われている、知られている惑星の中では唯一の星だということですので、そういった中でやっぱり土壌というものをしっかり考えた上でやってほしいなど。みんながそこで、そういうことがわかるものにしていきたいなっていうふうに考えて要望しました。3番ですけど、今年が90周年ですので、あと10年あるわけです。そういった中で新たに何かを作るんじゃなくて、今、緑が丘の土砂崩れがあった後、ここにもちょっと書いたんですけど、事業者が実際に他に委託して、ちゃんと地形の調査を実施して、流れちゃったところを補修しただけじゃなくて、今後どう対策していくか点検して、今後の取り組みまで、一応報告書にまとめているんですけども、そういった中で、やはりそういったことを、今回、町でやったものを図面に落とししたのがここなんですけど、そういったことをやはり研究していくことが必要かなと思ってるんです。そうした中では、町役場だけでやるっていうのは非常に難しいし、やっぱりみんなが一丸となって調べていかなきゃいけないんじゃないかなっていう中で、この10年の中でスパン、多分、私の考えでは、4・3・3と分けて、4年の間にそういったことの調査、その地域の歴史や、そういったものを調べ上げて、その中で、これから学校も小中一貫で勉強するという中に郷土学習の場を設けて、そういったところで子どもたちも小さい時から、そういったものに参加して、一石さんなんかよくやっている環境なりあるんですけど、それを身近でもっとやっていくようなそういったものを、この10年の中で作って行って、その町制100周年の時は、こんなすばらしい町でこんなふうにやって、こんな素敵なまちを作ったよと発表できるような形にしていてもらいたいなと思って3番は入れました。

根岸

その10年スパンぐらいというと、例えば、よく言う行政計画みたいなことに乗っかってくる話の中でもあるのかなと思います。今はこういう3番のようなことはがなされていないという認識になるんでしょうか。それと2番はこれ創出なので、学ぶ場がないという現状があるから、例えば、場所はラ

ディアンであったり、新庁舎だったらどこでもいいということになるんですね。今はないという、これも2番も今はやっていないという認識になるのかどうかですね。

神保氏

やっていないかどうかわからないんですけど、たまたま今、二宮小学校の学校運営協議会の方に関わらせていただいた時に、校長先生の方から何か郷土学習、小学校全体をウォークラリーする中で、1ブース私は「学びふれあい部会」に所属しているんですけど。その中で、何か子どもたちに郷土のことを知ってもらおう。そこに行けばわかることやってもらえないかという話があって、そこで二宮の私がよく関わって知っている吾妻山と東京大学果樹園跡地、あともう1つ海ですね。相模湾です。その3つについてクイズ問題を作って、子どもたちがそれを解けると判を押してあげて、よくできましたとかそういうような形で、それぞれのグループで来てやるんですけど。なかなか好評で先生も喜んでくださったんですけども。そういった形で、決してやっていないってわけじゃないでしょうけど、学校の先生は、二宮出身であろうとも、私もそうなんですけど、ここで生まれ育って、もう60何年ここで生きているんですけど。やっぱり「しお風」をやったからいろんなことがわかって、そういうことだったのかっていうのがわかったんですね。ですからそういった場を設けていくことがとても必要かなって思うし、そういった中で、今学校の方でも、私たちボランティアが入っているいろいろやり、この前も夏休みはちょっと紙すき体験で再生紙を作るという試みをやったんですけど、非常に好評で、何かちょっとしたきっかけで子どもたちが、面白がってくれることを、何かちょっとしたことで、みんなで一丸となってやっていったら、もっともっと面白い企画を作ってください方もいらっしゃるでしょうし。私はまだ東京大学果樹園跡地で、ずっと夏も暑いJアラートがある中でも保全活動してました。そうした中でやっぱり感じたのは、あそこってすごく二宮の災害が起こる構造がそこに行くとき非常にわかります。なぜかという、結局、雨が降ると、上から土砂が流れてくると、実際土壌が薄くなってしまうので、下から噴出して流れる水で、すごいもう川になっちゃうんですね。グラウンドのところから。この前の10号のときも、そこから流れ出して中里地区を浸水させちゃったってことがあるので、そういったことも見ていくと、どうやってこうメカニズムとして起こるかっていうのが非常にわかる場所だなんて思っているんです。そういったことも含めて、一丸となっているいろんなことを知ると、みんな自分の住んでるところはこんなところなんだ。だから普段こういうことをしとかなきゃいけないんだとか、もし残った時はこうしなきゃここはいけない場なんだねって一般的な二宮でもその地区、その地区、また地区でも、特に緑が丘なん

か盛り土したところ切土したところとかで災害は全然違ってしまいますので、そういったことも含めて、みんながそういうことを知識として頭に入れて、この二宮の素敵さをまず持っていくっていうことが、町制100周年のときにバーツと打ち上げられるようなことを、この10年間の中にしていけたらなど私自身は思っています。

根岸

よいお話を聞かせていただいているなどと思います。そういったことは、しお風さんも中心、或いは、一緒になって民間主導的にこうやるというのでは駄目なんでしょうか。

神保氏

私はそれほど求心力も何もないんで、自分ができるところは自分で1人でも、まずは行動を起こそうと、今年の夏もそういった中で活動して参りましたけれども、そういった中で、やはり皆さんがそういう立地から特に議員の皆さんいろいろ知識も豊富で、いろいろな地域でどんなことが起こっているかも知っていらっしゃると思うので、そういった情報を蓄積していったら、素敵なものができるし、それが、町を動かしたら素晴らしいと思うんですね。やはり今、町も一生懸命、県などに要望書を出していますけれども、やはりその要望書だけではなくて、住民も町もみんなが一丸となって、この前のことを踏まえて、災害が起きても大したことになるよう取り組んでいる町だなんて思ってくれる。そういう力になっていけば、国や県も動かすことができるんじゃないかなって思うので、そういった中で、やっていけたらなど思っています。

富士見が丘の取り組みの中でも、事業者さんに最初その被害があったうちの方が言っても何も耳を傾けてくれなかったそうなんです。それで、自治会のほうに話をして、自治会から元社長さんがそこに住んでいるということで、掛け合ったことがすごく大きな力になったのと、やはりそういった開発事業者さんですから、こういったことを調査すると次に開発する時の参考データというか、なるからだと思うんですけど、非常に細かくいろいろ調査されたみたいなので、そういったことも踏まえて、ぜひ、総括していただけたらいいなと思って、今回、そして総括で終わらず、その取り組みを皆さん町民に知らせて、二宮町の町民の皆さんも本当に一丸となって、この町をそういうことで守っていく。そしてその守ることが、結局生物の多様性を作ることで環境もよくなる。それから、安全も守れる。美しい景観もできる、そういったメリットがあるんじゃないかなと思って今回陳情していますので、よろしくご検討願いたいと思います。

副委員長

今回の陳情なんですけども、趣旨というか、これがちょっと分かれてしまっていて、受ける側として、ちょっと理解し

にくい感じがしました。この項目で3項目に分かれてはいるんですけど、この基本的な文面のところからいってもこの防災、水害浸水に対する防災の要求というか、それをやってほしいという話なのか。あとはこの二宮町の地形とかも含めて、自然的な環境をもっと町民の方に知らせてほしいということなのか。あとは現在、だんだんこう少なくなってきているんですけども、そういう歴史をもっと大切に扱って、継承というか繋いでいっていただきたいというようなことなのか。この3つがみんな混ざっているんですけど。これというところのポイントは、絞られていた方がよかったなとちょっと感じるんですけど。陳情者の神保様からすると、この中でどれが一番中心的に要求したいものなのか、それがあれば教えていただきたいと思います。

神保氏

私、先ほど言ったように、この夏いろいろちょっと勉強したり、実際に見に保全活動したり、その前にずっと東大跡地を見てきたことなどからすると、決してこの3つはかけ離れてないっていうのがすごい実感です。まず、その実際に、この災害が起こったことを調べるということは非常に大切なことだと私は思っています。それで、今回、実際に富士見が丘でやっている中でも、本当だったら、あそこを修繕して綺麗にして擁壁にされて終わりっていうところにしないで、地形もちゃんと調べてどういうことで、全体も調べて今後、雨降ったら他のところでも起こるんじゃないかってことで調べたりしているんですけども、やっぱりそういったことが、非常にその地を知るっていうことがとても大事だになってというのがわかりました。というのは、やっぱりあそこを開発したときに植林してできている山が、その後、手入れしていなくて、やっぱり木が茂ってしまって、結局そういった山って根が深く、木の根が深くいかないんで、浅いんで、ドンと来たときにやっぱり流れてしまうんですね。そういったこともあるので、私としたら、そういうことをみんなが知って学んで、役所の人に全部、二宮町の地形調べなさいよなんて言っても無理だと思うので、まずは自分たちで。そういった被害があったことがどうして起こったんだ。それでそれだから、町民の皆さんが、うちは安心だよじゃないんだよっていうことも知っていただいて、そういった中で、地域で自分のところはどうなっているんだろう。自分はどうなんだ。特に、自助、自助って最近言われているんですけど、なかなか、この町もそうですけど、開発されているので、もともとの地形がどんなものだったかっていうのはわからないんですね。そういった中で、古い地形図も見させてもらったりすると、だからここで、こういうことが起こったんだなっていうのが、やっぱりわかるんですね。ですのでそういったことも含めて、一応2と3を入れさせていただいています。

副委員長

そうすると、今お話を伺っていくと、例えば、この水害に関して、もしくはそういう文化的なそういう財産の価値に対して、行政の取り組みが足りていないと。単純に言えば。その部分が不満だというようなことで、この陳情になっていると理解してよろしいでしょうか。

神保氏

先ほどもちょっとこの陳情の中でもお話したんですけど、一個人が、そういったこと自分のところはどうなっているのを調べるのって非常に難しいことですよね。昔の地形なんてわからないし、今のところから類推して、ここがどうやって作られた土壌なのかなんていうのは、なかなか知りえないと思います。そういった中で、町は、古い地形、昔のなんていうか、地図とか、いろんなものを持っているし、実際に歴史の中でもここにはこんな言い伝えがあって、本当に昔のところの今地名は無くなってしまったりするんですけど、結構地名の中に、そういったことが盛り込まれていたりとか、いろいろあるんですね。この前の環境のなにかをやったときに、ローカルグリーンインフラの講師の方が言っていて実際どんなものかっていうんで打ち出して読んだんですね。そういった中にも、やはりその郷土をまず、まずは調べなさいと。それから、計画を作りなさいって書いてあって、私はそういったことから、去年ああいうことが起こってしまったことは残念ですけども、これを未来に反映していいものにしていくのには、そういったところからまず学びながら、実際どうだったのか、例えば、葛川についても、やはり、この住宅地ができた背景の中で、もともとは蛇行していたものが、本当にコンパクトになってしまっているとかいろいろあるわけで、そういったことも含めて調べたらいいんじゃないかなと思います。それで、富士見が丘のところの、まず今回こういう対策をしましたっていうことから、今後こういうことに取り組んでいきます。さらには、将来に向けてもっとこういうことをしますみたいなことまで説明があったそうなんです。そういう中で、今後こういう対策をしていきますっていうのは、やっぱりその事業者だけができることじゃないんですよ。そこに住んでる人が普段見てて、あれこんなおかしいことなんで大丈夫かなとか。あと、水路のところの掃除、目が詰まったら掃除をすとかそういうことに地域も協力してほしいと思って、多分説明されていると思うので、そういうことも含めて、今回それを習ってではないんですが、ある程度参考にしながら、この町全体をどうしていくかっていうことを考えていただけたらいいなと思っています。

< 執行者側への参考質疑 >

渡辺

それでは伺います。1つは、陳情項目の1点目に、報告書の作成と住民への説明ということがあって、これまでのやりとりでは、特に葛川の氾濫については、今、流域で話し合いをしているということがありますが。これは町独自でイニシアチブをとるということが、どの辺、どの程度できるのかなという、その点を1つ教えていただきたい。それからもう1つ、陳情書の2ページ目の真ん中ぐらいに、県指定天然記念物保存場所の半分をラディアンと新庁舎等を結ぶ自動車を通る道路にしようという計画していると、これが実施されれば、県指定天然記念物ナシ・モモ原木群は早々に消滅してしまうでしょうという表現があるんですが、私の理解では、そういう影響がないというもとで、今回基本構想を出されていると思うんで、この辺についてちょっと確認だけさせていただきます。お願いします。

防災安全課長

では、最初の質問です。流域治水の関係につきましては都市整備課の方がメインでやられていることなので、ちょっと防災の方で細かくはお答えできないんですが、あくまでその件を主体的にこの流域の自治体が参加しているものなので、町がイニシアチブをとってできることというのは、流域という名前からしても、難しいのではないかと考えております。

町民部長

ただ、流域治水は県ともやりとりを進めておまして、二宮で昨年あのようなことが起きていますので、とりあえず、いろいろな面で進めていただくということで、いろいろな町の工事の状況とかはホームページで載せたりだとか、あと昨年末には説明会等も開いているということで、積極的な情報公開とか今後の状況については、情報を町の方にもいただきながら、連携してやらせていただきたいというようなことでは、都市部の方も言っている状況でありますので、その点については報告させていただきます。

教育部長

新庁舎の連絡通路の関係ですけれども、実際に私も直接、教育委員会の方では、そこは担当していなくて、担当部局から聞いている話ですけれども。県の方の実際に原木を管理している農政の部署とか、あと文化財を管理管轄している教育文化財部門ですね、そういったところと、きちんと話をしている中で、今の通路の町の考えを伝える中で、大丈夫だというような話で聞いているということ、私の方でも認識しています。

渡辺

それで、豪雨災害の総括で、葛川流域は、これは県が主体的にやられる。あと陳情者の方は今回、土砂崩れとか、そっ

ちの方も指摘をされてるんですけどね。その辺について、まとまった報告とか、そういうものっていうのは、葛川の流域治水と同様に、何か形になって出て来ることを期待しているんじゃないでしょうか。

防災安全課長

昨年の台風10号に伴う各報告につきましては、主に9月と10月に報告書を出させていただいて、町の方から報告をさせていただいてるんですけども。それ以降も特に被害のあった元町北・南を中心に、各地区で説明をさせていただいたり、特に地区長さん、民生委員さんなど地元で根付く方を中心に報告をさせていただいております。その中でも、今回溢水が起きた床下床上浸水、及び先ほどの土砂崩れが起きた場所をマップ上に落としていくとレッドゾーンに起きているですとか、葛川浸水想定区域の中で起きているというものが確認できておりますので、やはり風水害の時に注意しなくてはいけないものは、ハザードマップをまず見て、ご自宅の安全性、まずリスクがどのぐらい、何のリスクがあるのかというものをまず把握するのが第一ですというのは、様々な場所で報告をさせていただいているところです。それ以外にもやはり通いの場ですとか、一般の地域の方が集まる場所、自主防災訓練もそうなんですけども、そういう方たちに実際あそこで、あの場で何が起きてたのかをお伝えすることは非常に重要だと思っております。今年度に入ってから、地区の方から、防災系の何かお話をしているときには、地震と合わせて、この台風10号より風水害のときに、実際にあった事例をもとに、報告とその備えについてお話をさせていただいているところです。私からは以上です。すいません。通いの場に行きますと、ハザードマップはどこにあったかって言われる方が多いので、通いの場とかそういった時には、ハザードマップもちょっと持って行って、お話をすると関心皆さん持ってくださいるので、その場で改めて配ったりとかもしております。

松崎

要望、陳情項目1に関して、1年前の豪雨災害の総括についてなんですけれども。渡辺議員の続きのようになりますけれども、もう1年経っています。それで、総括というものはですね。またいろいろ今お話ありましたけれども、総括という形では出ていないという理解なんですけれども、それでいいのかということと、今後総括という形で、今、陳情者の方が求めている報告書のようなものは出すつもりがあるのかどうかというのが2点目。一般的に、本当に甚大な東日本大震災のようなものだったら、総括出すのに原発の事故等々あって、何年もかかると思うんですけども。あと近いところでいうと、その熱海の土砂災害とかいろいろあるんですけども、少なくとも、ある程度落ち着いた時点で、そういった自治体は総括というものを出して出すものなんじゃないでしょうか。そ

の3点になってしまうんですけど。

防災安全課長

総括という名のもとに、町の方が議員の皆様をはじめ、報告をしているかということ、総括という名目では出していないです。9月、10月ではその時点の被害状況ですとか課題の取りまとめ、それに対して、町はどのように対応していくかというものを報告をさせていただいたところです。結局その時も、被害の程度というのは、その時点である程度はわかるんですが、具体的にそれをもとに何をしていくかということと、どこまで進んだかというのは、その時点時点で違うものなので、松崎議員の言われている総括として、何かを報告したという考えはないです。

ただ、今後それらを先ほどお話ありました原発の総括のような報告書を作る予定があるかということ、その予定は今のところございません。それよりかも、いわゆるどのような被害があったかというのはご報告をさせていただいておりますし、それを受けて、今後町が何をしていくかということも、一般質問等で、その時々にお答えをさせていただいているんですが、町としては、いわゆる、一般の町民の方々に備えをしてもらいたい。それと、あのときは何があったかを知ってもらいたいの、まず第一にあります。そして、その時に課題のあった行政内部の組織体制のこと。やはりそこは、もうそれが繰り返されないように改善をしていく、強化をしていくというのを進めていかなくちゃいけないというのがありますので、総括として何かを出すというものは考えておりません。

そして3番目の質問にあります、いわゆる自治体として、そういったものは出ているものなのかということですが、私の認識としては、出していないと思っています。例えばなんですけども、能登半島地震にしても、この間の熱海にしても、一自治体で総括表を出す、いわゆる報告書を出すというのには、かなり限界があって、それこそ内閣府とか、別の機関が取りまとめて、報告書を出すというのはインターネットで検索していただくと出てくると思うんですが、それもやっぱり能登半島の地震も今の途中経過までしか出てないはずなんです。なので、一自治体が何かの総括報告をするというのは、あまり事例が無いのではないかなと認識しております。

松崎

はい。わかりました。陳情項目の2と3に絡んでになると思うんですけども、例えば、東京大学果樹園跡地の破損に対する応急措置を求める陳情、これ採択されているんですけども、現状がどうかと行ってみると、何か崩れるかもしれないから入らないでくれってそのロープが張ってあるぐらいで、この採択されても、特にアクションというのはないんですけれども。これと、ちょっとモモ原木の話も先ほどありましたけれども、これは特に影響を与えるものではないという

ことですけれども、こういった特に近代建築物の方が崩壊寸前になっているっていう風景を見ると、その自治体のその民度というんですか。そういった歴史的価値あるものを何か粗末に扱うと。粗末に扱うということで私はよく一般質問でもよく既存の建物を粗末にしてるんじゃないかっていうことを言ってますけれども、歴史的に価値のあるものを粗末にしているんじゃないかっていうことと、これ本当に民度が問われるような気がするんですけれども。これまでも採択されていながらやっていなかったっていうのは、やはりこれはもう町の考え、これはもうやる気がないんだという理解でよろしいでしょうかね。

委員長

これに関してはどこが担当になりますか。

(「財産経営課です」との声あり。)

委員長

この場で執行者側は答えができないという理解でよろしいですか。松崎委員、よろしいですか。担当がないということ。他よろしいですか。

副委員長

まず1点は、水害の関係とかについてですけど、二宮は基本的にはあんまりそういう災害が起きにくいっていうかね。あんまりそういう歴史はないんですけども。でもやっぱり過去昭和10年とか水害の歴史っていうものがあつたりとかして、そうやって浸水被害があつたら、それについても、しっかりと町の方に、その歴史として残していく必要があるのかなというふうに思っているんです。そのためには、その総括という話がありましたけど、ある一定のそのデータっていうものはその中に入れ込んでいかなきゃいけないだろうと。それはなぜかという、これから移住する、もしくは、これから子どもたちが育っていく時に、何年前、何十年前にそういうことがあつたよということを知っておくことっていうのは非常に重要で、特にこれから10年20年たつたら、もしかすると今の状態だと、忘れ去られてしまうかもしれない。そうなつた時に、安全だよと思って家を建てたのに水害が起きました。これは20年前に同じようなことがあつたんですよ。30年前にそういうことがあつたんですよということになると、それは個人のその権利を侵害するというか、せつかく高額な費用を捻出して、家を建てようと思つたりとかする方が、そういう事実が過去にあつたのに、知らなかつたということになると、それは非常にかわいそうなことになってしまうと思うので、町として、しっかりとその歴史として残していくということが、私は必要だと思つています。先ほどは課長も、その改善とかについても、この災害の取り組みに対して、町の方で業務とかそういうものについても、吸収していますよ

というような話もありましたけど、それもすごく大事なこと。それが、町の歴史としてもそうやって認識をされる。あとは、この二宮町の職員の中にも、そういうものがちゃんと認識されるってことは非常に大事だと思うので、例えば今いる方々が定年を迎えていなくなってしまうとしたら、その歴史、もしくはそういうような危険性がわからなくなってしまうかもしれないじゃないですか。そういうことについて、もうちょっと取り組みが必要なのかなと思いますけど、その辺りいかがでしょうか。

町民部長

今言われた過去の歴史って非常に重要な面があって、二宮でそれほど大きくなっていうのはなかったんですけども、やはり防災計画には過去の履歴っていうのをいくつか載せていただいて、どこで大火があったとか、浸水があったとかっていうのは、昭和の時代から載せさせていただいているんで、それは我々も見ながら、過去にラディアン前でも起きていたんだなっていうことはありました。陳情者の方が言われたいろいろな場所の深くを調べてというところまではなかなか難しいんですけども、やはりこのハザードマップっていうのには、その歴史が載っているものでありますので、浸水想定区域ですとか、土砂災害の警戒区域だとかっていうのは、県が各調査して載っておりますので、その地形だとか土壌の状況だとかっていうのを踏まえてやっていますんで、なかなか我々が一つ一つ調べるってことは難しいんですけど、やはりこのハザードマップを持って、しっかり認識をして町民の方も避難が必要な方は早めに避難していただくとかっていうことを、お知らせをしているところが現状です。なかなかこのハザードマップ皆さんは見えていないという現状がありますので、まずは見ていただいて、ご自身の安全な場所なのかどうか、さっき言われたように、ここに住んだときに、どういった影響があるのかどうかということも、こういったハザードマップを活用しながら、しっかり認識していただくということを、我々の方は、事前防災っていうことを進めていくことしかないのかなということで、住民の方にそういった総括的な報告書まで作っていないですけども、いろいろなところの地域に行きますので、何度も繰り返し、繰り返し、その辺をやらせていただいているというのが現状になります。

副委員長

今の件については、それでやっていただければいいのかなと思いますけど、あと先ほど教育部長のお答えについて訂正する必要があるかなと思うので、ちょっと言うんですけど。前に他の方からも資料もらったことがあったので、多分、県の資料で文化遺産課っていうところの資料が出ていまして、資料の中だと、このモモ原木の枯死っていうんですかね、それを確認したということで、令和6年8月23日に、県文化財

保護審議会の方で現地調査をしたと。それで枯れてしまっているということが確認されて、そのことの中で、この文化財の取り扱いというか内容について調査されているんですけど、その第4部会というところが令和6年11月8日に、この唯一のモモ原木が滅失ということで、この主なここに出た意見というものでなんですけども、モモ原木の筆を指定範囲から除いた場合の土地の用途は未確定だが、建築物等が近すぎると、ナシに影響があるため、変えないほうがよいという意見が出ている。それとあと、東側に大きい建物が建ったら、日当たりが悪くなることが心配であると。木の健康を考えると、コンクリートがあまり増えないとよいと、こういう調査の中の結果が出ているんですよ。先ほど部長は特にそういう道路にすることは、原木には影響ないというようなお答えなんですけども。多分これが影響していることになると思うので、そのあたりは認識とお答えが違うのかなと思ったので、その辺りいかがでしょうか。

教育部長

ちょうど陳情者の方が補足資料で出されている一番下に書いてあるこのスライドの文面かなと思います。ちょっと私も聞いている範囲になってしまうんですけども、こういった審議会での話があってその上で、その連絡路を作ることについて、その県の文化財と農政の担当の方と話した中で、町の計画の方が影響は大丈夫だろうというような話を受けているというちょっと認識でいるんですよ。なので、すいません。私も明確、確定的なことが今言えずに申し訳ないんですけども。私としてはそういう認識で捉えています。

根岸

2番と3番のところで聞いていきます。その陳情者の方のお話からは、二宮への愛情も感じるし、すごく今までの経験値からも知ってきたことがあって、それをたくさんの方に知ってもらうことも重要だということと、さらにもっと奥深くしていくことも必要だという割と壮大な感覚を私としては受けています。それはいい話だとは思っていますが具体的に担当課の方で、2番、3番について、学ぶ場の創出、或いは、郷土学習の醸成となると、現状のところ、町がこんなことができてやっているということがあれば、お話いただきたいということをもまず1つ伺います。

生涯学習課長

学ぶ場の創出を、この2番、3番というところで結構壮大なテーマというところであるんですけど、現時点で何かこういったことをやっていくっていうことは、今のところは考えてないところなんですけど、ただ、この郷土を知っていただく取り組みっていうところでは、町の方では町民大学であったりとか、あとラディアンには非常に多くの方が訪れるっていうところで、学芸員とも検討しながら、様々な過去の歴史とか

文化であったりとか、そういったものの展示とかっていうことについては、現状やっているところですよ。以上です。

根岸

それで、多分今ある資源、二宮町にこんなにいろいろと資源があるんだから、それはぜひ活用してほしいし、面的にも量的にもその質を確保してほしいとかという思いがあるのかなというようには感じています。で、資源を活用することとか、ここでおっしゃっている2番、3番のこれからについてということでは何かこう想定できそうなこと、何か考えられるようなこととかはあるのかどうかをお聞きしたいんですけど。

生涯学習課長

これまでもいろいろな書籍っていうかそういった形でもまとめてきているような形で資源っていうのもあります。また、陳情者のように、いろいろな知識を持っていただける住民の方もいらっしゃるっていうのは町としても把握しています。この陳情の3項目にありますけれども、町制100周年っていうのが10年後に控えているというところで、町の町史とかですね。そういったものも、かなり大分何十年も前に作られてから、その後っていうものはないっていうところは町としても認識しているところですので、そういったようなことも踏まえて100周年に向けて、今ある資源を何か活用していくってことは、必要ではないかなというようには考えています。

委員長

他の質疑がなければ、休憩にして傍聴議員の発言を許可いたします。1回まででお願いいたします。

休憩 10時36分

(傍聴議員の質疑：1名)

再開 10時44分

<意見交換>

委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。これより、委員による意見交換を行います。

野地

ここに書いてある陳情の趣旨とか理由は今お伺いしましたが、これは陳情者のご意見が非常に多いということで、別にそのまま皆さん受けとめればいいのかなど私は思っております。この陳情項目ということに関しては、一言で言うと、当たり前でしょうというように思っているんですが、皆さんどう思うかなど。例えば1つの葛川に関して、私いつも言っているけど政策・施策・事業、その他物事は検証して何がよかった。何が悪かったのって、課題を抽出して、その対策をとるということを繰り返しやんなきゃいけないっていうの

も当たり前なんですね。行政ですから、自分たちがやっているよっていうだけでは済まない。やはり町民に対して、それをお知らせするというのも責務としてあるものですが、ちょっと足りないのかなってというのは反省としてあったのかもしれない。なのでこの当たり前の話だと思っています。2番と3番については、これ1つとして僕は考えるが同じことなんです。町制100周年、じゃあ100年を振り返って、二宮はどういう町だったのか。何が悪かったのか。何がよかったのか、同じく検証して、次の100年に向かうよというのがとても大切なんですね。ここに書いてある植物、土壌、治水、歴史、地形とか地質、自然、歴史、防災当たり前のように、この100年二宮町どうだったのか。次の100年こうしていこうよっていうことをみんなで考えることが必要なんです。これは学校教育もそうなんです。福祉もそうなんです。道路もそう、下水道も全部そうなんです。100年を振り返ってみんなで共有して、新しいまちづくりしていこうよ。で、やるんじゃないのって。この10年間でやるものだと私は勝手に思っているんで、当然その中にはこれ入ってくる。これだけでいいとは言わないんですよ。入ってくるものだから。何となく聞いていると、この行政の仕事として当たり前じゃないのと思っているんだけど皆さん、私の意見は間違っていますかねというところをちょっといろいろ聞いてみたいですね。

渡辺

私、今、陳情項目で3つ受けとめてたのは、ネックはさっきの意見のやりとりでも、根っこは1つってところですね。深くやっぱりここを知ると。そこから、防災も導き出されるし、文化の深まりっていうのも導き出されるという、そういう受けとめをしていたんです。ある意味、今回、野地委員の指摘されるように、当たり前っちゃ当たりのことで、逆にそれがやっぱりできていないという今の町政全体に対する提案というか提言っていう、私的にはそういう受けとめをしたんですよね。それが今できていないじゃないかという、そういう部分かなというように受けとめました。私自身非常に1つ反省しているのは、数年前に蘇峰堂の梅園が文化財解除されたんですよね。これは文化財の審議会か協議会だったか、それで決定されたことだとわかったんですけども、それが全協で報告されたときに、結構さらっと報告で終わっちゃっていたんですよ。それで、本来こうやって考えてみたら、非常に大事な問題だったんで、私自身はその辺を今回の陳情が出た時点で、自分自身というか、議会としても反省する部分なのかなという、そういうことをちょっと思ったりしました。

委員長

他になければ、これをもって意見交換を終結いたします。

< 討論 >

副委員長

私はこの陳情、第7号に対して賛成、採択の立場で討論いたします。この陳情文の中には様々書かれておりますけども、やはり内容としては、この自然災害とか、またこの消失していく歴史遺産に対して変化、もしくはこういう発生事案があったら、そのことについて、丁寧に町が公表もしくは説明をしていくべきだ。それが足りていないよというような、そういうことを求める陳情だと認識をしております。ですので、今後、町の方はそういうことの声を受けとめて、しっかりと取り組みを深めていく必要があると思いますので、賛成をさせていただきます。

渡辺

私は陳情7号について、採択の立場で討論をいたします。町の姿勢を問うものであるとも受けとめています。それで、3つの陳情項目の根っこは、やはり町の自然、地史、歴史を深く学んでいくことの重要性を訴えていて、それが災害の備えにも繋がり、文化的な深まり、学びの必要、学びを強めるというようなところに繋がっていくものだと思います。それで、同時にこの100年を目指してというところがございしますので、やはり町制施行100年、通常100年史とか、そういうのを編纂すると思いますが、そういうところにも繋げていけるのではないかと考えました。

松崎

採択の立場で討論させていただきます。先ほどより、これは内容的に2つに分かれるのかなと思ったりもしたんですけども、渡辺委員の方からうまくその3つをまとめるような提案もあって、なるほどと思いながら聞いていたんですけども。まず陳情項目1、1年前の災害の総括なんですけれども、先ほどのお話でしたら、9月と11月に説明会をやっていると。これが求めているのは、報告書の作成と住民への説明ということで、この説明については今年の9月、10月にやっているよと。恐らくその9月と10月、それぞれ最新の情報が上書きされているものだと思います。そのあとについては、一般質問等のやりとりがあるということだったと思うんですけども、そうすると、昨年1年前の災害、豪雨災害の最新の情報はどうなのかということになると、全部その過去に行われたその一般質問の質疑を見ないといけないというのは非常に不便な話であって、先ほどの中学校に防災授業があるという話もありましたけど、その防災授業やるタイミングでは、必ずそれ以前の情報っての全部オンされているわけですよ。常にそのタイミングで書き換わる、上書きされているわけで、ですからそのタイミングで、何らかのその報告書っていうのを作るべきだと私は思いますし、そういうことを陳情で求めているんだというように考えました。ぜひ、最新の情報アップデートした報告書の形とし、それを総括と呼ぶ呼ばないは

別として、求めているのは報告書ということなので、そういったものを、最新のものを最新の情報を上書きしたのを作っていくべきだというふうに思いました。それと、その2番と3番にかかってくるのだと思うんですけども、やはり、近代建築物が崩壊寸前になっているという指摘もありました。それと歴史文化遺産の崩壊という指摘もありました。これはこういった指摘がある一方で、過去においては、東大果樹園跡地の近代建築物の破損に対する陳情が賛成11反対1で採択されているにもかかわらず、全く対応がとられていないということは、私に言わせると、この町の民度が問われているような気がしてなりません。こういったことも改めて、これを機会に考え直していただきたいなという意味で、改めて採択の立場とさせていただきます。

委員長

これをもって討論を終結いたします。

<採決>

委員長

それでは、陳情第7号の採決をいたします。陳情第7号を採択すべきものとするに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

委員長

挙手全員であります。よって、陳情第7号は採択すべきものと決定いたしました。

2 二宮町議会議員及び二宮町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例(町長提出議案第41号)

委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。町長提出議案第41号二宮町議会議員及び、二宮町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。執行者側から補足説明がありましたらどうぞ。

<補足説明>

なし

<質疑>

渡辺

幾つか確認をさせてください。それで、今回の変更は物価が上がる中で、実費を見直すというような理解でいいのかという点が1つです。それともう1つ、選挙運動用自動車については、今回の提案の中には触れられていないんですけども、選挙運動用自動車に関しては、物価の変動の影響ないのかとか、その辺も1つ教えていただきたい。それからあと、対象

の条例がポスターの作成単価について、31万6,250円というのを勘案していますよね。今回、この金額については触れられていないのか。ここをまずちょっと教えてください。3点です。

選挙管理委員会事務局書記

今のただいまのご質問について回答させていただきます。まず1つ目の実費の見直しかどうかというところなんです、ご質問の通り、昨今の物価変動、物価高騰等に伴う実費の見直しでございます。

2点目の選挙運動用自動車に関して、変更がないというところ、見直していないのかというところなんです、こちらにつきましては、全体の中で見直しをしているところでございます、自動車については市場価格を上回ることがなかったこととか、様々な状況等を踏まえ、結果として変更がなかった。据え置きというところでございます。

3点目のポスター作成単価の31万6,250円のところですが、こちらについてもやはり当然市場等の状況を勘案しているところでございますが、こちらでも市場価格を上回ることなかったこととか、様々な見地等を踏まえて、結果として変更がなかった。据え置きになったというところでございます。

渡辺

ということは、一応その中央選管なのかな。中央選管がいろいろ実費と現在の基準を比較して、問題が自動車に関しては収まっていたと。それからポスターの作成費用についても収まっていたと。そういう理解でよろしいでしょうか。それからあと単価が上がると、当然、町の負担も増えていくことを想定しますけども、どの程度負担されるのか。歳出という面と実質負担がどうなるか教えてください。

選挙管理委員会事務局書記

1点目につきましては、全体の見直しのところの中で、変更のあったものは変更があった、据え置いたものは据え置いたというところでございます。2点目の負担のところでございますが、ビラとポスターというところなんです、ビラにつきましては、町長と町議で枚数が変わってございますので、町長の場合は5,000枚が上限で、町議の場合は1,600枚が上限という形になるのですが、ビラにつきましては町長の場合、上限5,000枚まで使った場合、3,250円の増という形になります。町議につきましては1,600枚上限ということで、1,040円の増という形になります。なお次にポスターにつきましては、町内56か所掲示箇所がございますが、こちらにつきましては、町長、町議とも、1か所当たり2,576円の増というところになります。

渡辺

それで、町のこの選挙費用については、一般財源から全部賄うと思うんですが、それに対して、国からの措置っていう

のはなかったんでしょうか。

選挙管理委員会事務局書記

こちら町の選挙につきましては国、県からの補助はありませんので単費という形になります。

根岸

今現在というか、喫緊のですね、1回やりましたからね、公費負担になってから町の選挙。その時のということですね。実績というか、ビラの下値と上値があると思うんですけども、どのような使用状況だったかというのはわかりますでしょうか。ビラとポスターの下限值と上限値。

委員長

今、今わかりますか。大丈夫ですか。

選挙管理委員会事務局書記

令和4年度11月20日に執行されました時の実績でございますが、まずビラでございます。ビラにつきましては町長と町議でやはり違うところでございますが、町長におきましては、最大値で3万8,650円。最小値で3万6,750円でございます。町議の方のビラの公費負担の上限下限でございますが、上限につきましては、1万2,368円。下限の方につきましては、3,865円になります。ポスターでございますが、こちらにつきましては町長、町議とも同じ形になりますが、上限につきましては、34万6,192円。下限の方ですと、一番下の方で、5万8,520円という形になってございます。

根岸

ちょっと計算はできないんですけども、これでやっぱり拡張することによって、使い勝手がよくなるだろうなとか、その実績値がはみ出して使っていられた方というのはわからないのか。わからないんですけど。やはり今回の改正があることによって良い方向になるというふうに言えるのでしょうか。

選挙管理委員会事務局書記長

そもそもこの公費負担制度そのものがお金のかからない公正な選挙の実現というところと、あとは立候補される方の資産の対象、そういったものを意識することなくっていうわけじゃないんですが、立候補しやすい環境づくりという、それも一翼がございまして、当然先ほどの渡辺委員への書記からも答弁ありましたけども、物価高でどうしてもその経費的なものが上がっている。やはりそういったものを鑑みると、町の方としても、公費負担額を上げることで、立候補しやすくというわけではないんですが、立候補の機会を担保しようと、そういうところが目的にございまして、今回の増額の改定というものは国の基準を準用しておりますけれども、そういった環境整備には繋がっていくものと理解をしております。

野地

今回はここに書いてあるように公職選挙法施行令の一部改正、国政選挙における選挙、国政選挙のことで、国を変えたんです。地方議会、地方の選挙については、とにかく言っていないというふうにも感じております。だけど、変わったから、二宮町も合わせて変えようよという流れ。まあ変えなくてもいいんだけど変えようよと。全国的な流れとして、じゃあそれどうなの。例えば、1,700の自治体の中で二宮だけが変えなかった。その辺の雰囲気や状況というのもお知らせいただけますか。

選挙管理委員会事務局書記

こちらの改正の状況でございますが、県内につきましては、時期は6月にやったところもございますし、今回、私どもと同じように9月にやったところもありますが、県内では全て変えるというような方向ですし、全国的に変えるような話は聞いてございます。

委員長

それでは休憩にして、傍聴議員の発言を許可いたします。

休憩 11時16分

(傍聴議員の発言：なし)

再開 11時16分

委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。これより討論に入ります。

<討論>

なし

<採決>

委員長

それでは、議案第41号を採決いたします。議案第41号を原案の通り可決すべきものとするに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

委員長

挙手全員であります。よって、議案第41号は可決すべきものと決しました。

③ 二宮町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例(議案第42号)

委員長

二宮町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。執行者側から補足説明がありましたらどうぞ。

<補足説明>

なし

<質疑>

渡辺

いくつか確認をさせてください。まず住登外者という言葉自身がなじみのない部分で、具体的にどのようなもの、方を指しているのか。それから町内でどのぐらい住登外者というのがいらっしゃるのか。この点をまず確認をさせてください。

企画調整班長

まず1つ目、住登外者ということですが、具体的に言うと住民基本台帳に登録されていない方になります。さらに具体的に言いますと、例えば、住民票は町外にあるけども、居住の実態が町内にある場合は住登外者になります。或いは、二宮町に固定資産などを所有していて、ただ住民票は別の市町村にある場合などが住登外者ということになります。

2つ目です。町内でどの程度いるかといいますか、住登外者の登録件数になるんですけども、システム上、令和7年の3月時点では、およそ1万1,000件程度となります。少し補足しますが、この1万1000件、過去からの積み上げで登録されているもので、例えば、途中で亡くなった方とか削除していないので、この1万1000件すべて、今情報として使っているわけではないんですけども、今のシステムの登録状況としては、およそ1万1000件程度ということになっております。

渡辺

それで、今回の案の第4条のように、準法定事務という言葉が出てきますけども、これが住登外者宛名情報、これを利用する、そういう事務として理解しているのかという点。

それからもう1つは、どの事務も具体、ここに住登外者宛名情報であって規則で定めるものが記載されているというようになっていますが、これがなかなかイメージができなくて、具体的にどのようなものを想定しているのか。そこを確認させてください。

それとあと、結局今回のねらいというのは、個人番号を使って、今システム上、ばらけているものを紐づけして、つなげようという、そういうことかなというイメージなんですけども、それでいいのか、もう1回確認をさせてください。

企画調整班長

今、委員のおっしゃった第4条第4項に準法定事務という言葉が出てくるんですけども、実はこれ、その前に法別表の下欄に掲げる事務又は法第9条第1項に規定する準法定事務ということで、この第4条第4項は、法定事務と準法定事務について利用することができるというところを定めているものでございます。なのでご質問のとおり準法定事務がその宛

名情報、住登外宛名情報を利用する事務というのはその通りでございます。補足させていただきますと、もともと法定事務や準法定事務というのは、法律上位置付けられているもので、特段何か新しくできるというよりは、住登外宛名情報で連携するために、ここに規定するという意味でございます。

2点目でございます。規則で定めるものとなってるんですけども、このマイナンバー条例の規則においてはどの事務について使うとか、或いは誰の情報について使うのかということが定められております。なので今回、住登外者の規則というのは、いわゆる誰の情報が使えるかということが定められます。例えば、こども医療費の事務ではその対象者だとか、こどもの住登外情報とかということになります。

3点目でございます。こちらあくまで今回の条例改正の背景としては、新しく紐づくというものではございません。今回、もともと地方公共団体情報システムの標準化に関する法律と地方公共団体情報システムの標準化基本方針に基づいて、令和7年12月1日にシステムが移行される。そのシステム移行のために、住登外者宛名番号管理機能というのが使われますので、そのまま使う場合は条例に位置付けなさいよというような国の指示ですので、新たに何か紐づけるというものではございません。以上です。

渡辺

それで、先ほど、登録件数が1万1000件、人口が2万7000かな。それに対して住登外者が1万1000件っていうのはね、なんかちょっとびっくりしちゃうんですよ。そういう意味では、1万1000件もあって、それぞれのシステムで管理してても、なかなか、そこから正しく、探し出すのが難しいから、そこに個人番号使うと、さっさと選べるのかなとかね、そんなメリットが執行側としてはあるのかなと想像したんですが、それはちょっと正しいのかということと、それから実際に住登外者が町に不動産持っててね、町外に住んでるとか、それから町外に住民登録してとか、そういう方が例に挙げられてましたけど、実際の住登外者にとってのメリットっていうのは今回の変更では生まれてくるんでしょうか。

企画調整班長

1つ目の今回新たに紐づけるものではございませんと先ほど言いましたが、もともと番号を宛名管理番号と、マイナンバーというのは、システム上、すでに紐づいているものですので、それに関しては、ミスが起こらないとか、そういうメリットはございます。ちょっと2問目と繋がってしまうんですけども、今回住登外者にとってのメリットっていうのは、直接影響するものではありません。強いて言うなら、あくまで行政内部の管理上のものであって、ちょっと1つ目と答えが同じになってしまいましたが、各課の事務において、そういうミスがなくなるというようなものに繋がっていくものなのか

と考えております。以上です。

根岸

これは、今読んでる情報が正しいのかどうかわかんないんですが。他の基幹業務システムと連携しない運用を行う場合とか、自治体の責任によって、うんたらかんたらとか書いてありますが、連携しない運用っていうのもあり得るでしょうか。それ、もともとって言えね、あったものですよとかっておっしゃってたんですけども、何か今回のシステム変更によって、その選択肢ができるのかどうかということですね。その前に、そっちねって、連携は選びませんよということとかを選べるのかどうかということと、あとですね、その役場側の処理業務に影響があるということでした。そこでいくつかなんですけども、この情報自体は、重複してしまうケースとかね。どこかで、4情報が重複してしまっているケースとかね、発見できるようになってるのか。そういうのがあった場合は、当然速やかに修正がされるんでしょうけれども、それ見つからないという可能性もあるんでしょうか。必ず発見できるようになっている。1万1000件って多いんですが、何かそこは常にチェックがかかるようになっているのかどうかっていうことと、あと名寄せするとかしないとかあるみたいですけど、このシステム自体に移行する、ちゃんと。時間的には、職員がとられる、その業務の時間というのは、何かこう、それ専用にとられる時間というのがあるんでしょうか。あとそれから住登外者で、亡くなった場合というのは、どんな処理がされるのか。ちょっとそのあたりを聞いてみたいです。

企画調整班長

まず1つ目の連携を選べるのかというところですが、これは基本的に住登外者情報を入れることによってマイナンバーの情報も入れますので、基本は連携するものになります。なので、連携しないという選択肢はないと考えているところです。2つ目の重複してしまうケースということで、確かに今までの1万1000件は、例えば、税の情報で住登外で登録した方、例えば福祉のところで登録した方っていうのは、確かにそれぞれ入ってしまったパターンもあります。ただ他にもう1つ、統合宛名番号というのがございまして、またこれはちょっと違う話なんですけども、そこで同一の人物として管理してるといえるものは今でも運用しているところです。ただ今回システム移行することによって、住登外者宛名管理機能を用いると、重複というところは出てきません。必ず、どの情報を連携、入力したとしても同じ方だと認識して登録できるというように聞いているところがございます。あと、システムを使った職員の時間は、デジタル推進室の方で、12月1日に向けて今、標準化に向けた動きをしておりますので、ちょっと何時間、どれだけ取られたかっていうのは、今のちょっと

私の方では把握はしていないところがございます。はい。4点目が亡くなった場合の住登外者ではなくなった場合は当然でございますがちょっとその情報までが追いつけない。当然こちらの事務として使う場合に住登外者として登録するんですけど、その方が亡くなったとかっていうのもあくまで別の住民基本管理台帳ないので、別の市町村の中に、住民基本台帳で登録されてますので、そちらに関しては、追いつけないというのもございまして、このシステム上削除はしてなくて1万1000件残ってるという状況になっております。お答えになってるか。以上です。

根岸

国勢調査でわかるんですか。住登外者って。国勢調査ではつきりしない。どこではつきりするんですか。

企画政策担当参事

国勢調査は全く別物になります。住登外者って何ぞやということで若干話しましたが、あと固定資産税の関係もありましたね。町民じゃない方が土地を持っている。あと他にも例えば、町内の老人ホームに、市外の方が入居されるっていうと住民票が登録されなかったりする場合もございます。そういったいろいろとお子さんが例えば町内の保育園にいるけど、親の住所が、いろんな事情で二宮町に住所を移さない方もおられるでしょうし、そんな形が今ずっと積み重なっていつてしまってるということで、またそれを同じことが、引っ越しとかこういうことがあるかもしれないので、まだ残しながら業務を続けているということでございます。それで基本的に今回の条例改正によって新たに紐づけがされるとかそういったものではございません。今でもシステムはこうやってあるんですが、全国共通の基幹業務システム、国が今示してるもののシステムに乗り換える、仕様書に基づいて乗り換えるというものですので、新たなことが起きるといよりは、全国で同じような仕様に基づいて、今後運用がされるというのが多分、一番わかりやすい言い方なのかなと思います。なので先ほどの移行する、今回の条例に重なる時間の問題ですが、すでにできてるシステムを標準のシステムに乗り換えるだけですので、ちょっと私の感覚で、そんな時間かかるものではないと思っています。

野地

メリットはたくさんありそうです。では、1700の自治体で二宮だけこれを採用しないよ。ていうことがあり得るのか。ありえないのか。他の自治体との連携が取れなくなるんじゃないかとも思うんですけども。その辺の影響とかもありませんでしょうか。

企画調整班長

ちょっと先ほどの答えと少し似たようなことになってしまうかもしれませんが、あくまで国が示した法律に基づいて、

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づいて進めておりますので、二宮だけ乗らないということはありませんと考えております。以上です。

野地 二宮この条例が否決されちゃったらどうなるんですか。

企画調整班長 共通の仕様のもと、やっていくということができなくなるということになるかと思えます。以上です。

委員長 他よろしいですか。それでは、休憩にして傍聴議員の発言を許可します。

休憩 11時34分
(傍聴議員の発言：なし)
再開 11時34分

<討論>

委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。これより討論に入ります。

渡辺 私は議案第42号に関しては、反対の立場で討論をいたします。執行者からも説明がございましたが、本提案は、国が定める標準化仕様に適合したシステムへの移行、これを前提にしたものだとして理解しております。国が指定する個人番号ですね、この番号を利用して、様々なシステムの連携を強めていくという方向には、一種の危機感を感じている次第です。そういうことで、本議案には反対をさせていただきます。以上です。

委員長 これをもって討論を終結いたします。

<採決>

委員長 それでは、議案第42号を採決いたします。議案第42号を原案の通り可決すべきものとするに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

委員長 挙手多数であります。よって、議案第42号は可決すべきものと決しました。

④ 二宮町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 (町長提出議案第43号)

委員長

町長提出議案第 43 号二宮町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。執行者側から補足説明がありましたらどうぞ。

<補足説明>

なし

<質疑>

渡辺

まず 1 点目なんですけれども、この 19 条の 2 で、請求申告申出を請求等に変えるというふうにしておられますが、これ何か意味が特にあるのかなっていうことを確認させてください。それともう 1 つ、この上位法の改正というのは、今年の 3 月議会でかなり進んだと思うんですけど、この部分だけの提案が本定例会になったというのが、上位法の施行日は 10 月 1 日とされてるんですが、それに合わせればいいということだったのか、その辺もちょっとお聞かせください。

庶務人事班長

委員のご質問にお答えさせていただきます。まず、第 19 条の 2 を追加したことによるものなんですけれども、こちらについて、「請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）」ところの点なんですけれども、こちら上位法及び人事院規則等で修正がありましたので、文言を正したという形になっております。もう一点なんですけれども、10 月 1 日施行の関係なんですけど、前回、本年の 3 月に定例会で可決された内容につきましては、4 月 1 日施行の分を、変えさせていただきました。今回 10 月 1 日からにつきましては、仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員の意向確認等というものが、本年の 10 月 1 日から施行となりましたので、そういった形となっております。以上です。

総務課長

請求等の部分なんですけれども、今回、第 19 条の 2 が追加されたということで今まで第 19 条の 2 だったものが 19 条の 3 にずれたということです。双方にこの請求等に関わる請求、申告又は申出という言葉が入ってるので、前に入った 19 条の 2 に、ここで請求等という言葉定義づけたということなので、内容は変わりません。以上です。

渡辺

請求等の中身は、請求、申告又は申出だけでも、どっちかっていうとほら、請求って厳しい言葉だから、申出等だったらね、ハードルが低いけど、請求等でくくっちゃうとハードルが高くなっちゃうんじゃないかなっていう心配があるんですけど、これ上位法の方なんです。何かそれに関して、何か議論って特になかったのかな。その辺をちょっとお聞かせ願えればと思います。それとあと、あくまでも今回 9 月定例会での提案になったのは、上位法の施行日に合わせるためだと

いう理解をさせていただきます。請求等のハードルについてだけちょっと。

総務課長

確かにおっしゃる部分もその通りかなと思うところもあります。一方で、一応地方公務員の方の今回の我々のこの条例に関しては、基本は人事院規則に即して改正を行っております。なので、ちょっとそこの文言をそのままトレースしてるというところなんですけど、やはり請求等という言葉が強いようであればこれからは意向確認であったり、或いは、周知を丁寧にやっていくということも義務づけられておりますので、こちらの運用の面で丁寧にやっていきたいと思っております。以上です。

根岸

今回また7月と違って新しくなったものがある。あるんですよね。それでこの間の改正からちょっと期間として短いですが、何かこの間、実績的なところでは、変わったことによる相談内容、何かどんな要望とか利用意向。基本的にはこの制度というところの中で、皆さん職員の方のどんな利用意向があって、父と母の利用具合は、やはり母の方が多くなっちゃってるのかとか、ちょっとそこら辺も聞いておきたいです。

庶務人事班長

ただいま委員の質問ありました件についてお答えさせていただきます。今回、10月1日から施行される制度の内容につきましては、大元が子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するためにということが根本にありまして、簡単に言ってしまうと、本人または配偶者が妊娠し出産したことを申し出た場合及び3歳に満たない子を養育する職員に対しまして、情報提供、個別の意向確認、意向の配慮等を行うことが義務化されました。実績等につきましては、今回の内容につきましてはすでに町で実施しているものでして、申し出がありました職員に対しましては、情報提供した上で、どのようにしますかということはしております。ただ、今回その意向配慮等々含まれた部分につきましては、今実施しておりませんので、この10月1日施行以降に行いたいと思っております。また実績につきましては、この支援の制度につきましては、配偶者の出産に伴う休暇や育児の参加休暇というものが例として挙げられます。こちらにつきましては、女性職員というよりも男性職員の方に関する休暇でして、実績としては、昨年度は3名ずつ、今年1月1日以降につきましては現在2名取得している状況となっております。以上です。

根岸

全員への周知と、あと利用意向も聞き取りができてる状況なんだろうなと思っております。養育両立支援、療育両立支援っていうのはありますか。何か新しくできたとかっていうのは違

いますか、それとも入ってるんでしょうか。あと年齢に関しても、今回延長になりましたか。何かおっしゃってる以外のことにも新しくなった部分があるような気もいたしますけれども、その点についてはどうなんですか。それと、この制度利用を実際に運用する、使うことによる国からの交付金というの、何か入ってくるようになってるんでしょうか。教えてください。

庶務人事班長

委員のご質問についてご回答させていただきます。先ほどお話いただいた育児期両立支援制度につきましては、現在すでにある制度となっております。今回、法改正によって、細かく2つに分けられまして、まず1つが、条例第19条の2、1項の1号に書いてあります出生児両立支援制度。2項に書いてございます育児期両立支援制度、こちら2つ合わせまして、両立支援制度という形で説明をさせていただきます。先に書かれております、出生児両立支援制度につきましては、主に妊娠出産を申し出た場合における時期のことになりまして、育児期両立支援制度につきましては、3歳に満たない子を養育職員に対して周知するものとなっております。内容につきましては、先ほどお話させていただきました出産休暇であったり育児参加休暇に含めまして、深夜勤務の制限であったり、超過勤務の制限、また現在ありますが、子の看護休暇等が含まれております。2点目の国からの交付金につきましては、町独自で行うもの、休暇制度等になりますので特段そういった措置があるとは聞いておりません。以上となります。

委員長

他にございませんか。それでは休憩にして傍聴議員の発言を許可いたします。

休憩 11時47分

(傍聴議員の発言：なし)

再開 11時47分

委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。これより討論に入ります。

<討論>

なし

<採決>

委員長

それでは、議案第43号を採決いたします。議案第43号を原案の通り可決すべきものとするに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

委員長

挙手全員であります。よって、議案第 43 号は可決すべきものと決しました。

⑤ 二宮町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

(町長提出議案第 44 号)

委員長

町長提出議案第 44 号二宮町職員の育児休業に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。執行者から補足説明がありましたらどうぞ。

<補足説明>

なし

<質疑>

渡辺

今回の育児休業に関する条例の変更で、これが適用される対象職員ですよね。どういう方々が対象になるのか、ちょっと整理をしてください。お願いします。

庶務人事班長

委員の質問にお答えさせていただきます。対象となる職員は、小学校就学前までの子を養育する職員となっております。以上です。

渡辺

そうしますと、今回の改正で対象になる職員さんっていうのはどれぐらいいらっしゃるのでしょうか。

庶務人事班長

お答えさせていただきます。現在町の方で把握している職員数は、およそ 50 名程度となっております。ただこちらの人数につきましては、職員で、町の方にお子さんの年齢等届け出ている職員のみになりまして、女性の方で例えば扶養取っていない方っていうのは町の方で把握しておりませんので、50 名前後ということで回答させていただきます。以上です。

渡辺

ということは、そうか、配偶者の方が扶養関係にあるかどうかっていうのは、それは逐次把握するものではないということですね。

委員長

他に、次のある方ございませんか。それでは休憩にして傍聴議員の発言を許可します。

休憩 11 時 51 分

(傍聴議員の発言：なし)

再開 11 時 51 分

委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。これより討論に入ります。

<討論>

なし

<採決>

委員長

それでは議案第44号を採決いたします。議案第44号を原案の通り可決すべきものとするに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

委員長

挙手全員であります。よって、議案第44号は可決すべきものと決しました。

⑥ 閉会中の特定事件の調査について

委員長

次に閉会中の特定事件の調査の件を議題といたします。総務建設経済常任委員会の中間報告です。総務建設経済常任委員会におきまして、6月議会以降の閉会中の特定事件の調査を進めました。当委員会では、地域活動を支えるグリーンスローモビリティの活用について研究をしています。6月24日火曜日、25日水曜日視察研修。静岡県あさはた緑地、ヤマハモビリティ、小水力発電所視察。7月2日水曜日、視察研修後の委員での意見交換、今後の進め方。7月24日木曜日、富士見が丘、松根地区との地域活動を支えるグリーンスローモビリティの活用について、懇談会の準備及び委員での意見交換。7月27日日曜日、富士見が丘、松根地区との懇談会開催。住民参加9名。8月12日火曜日、地区懇談会の意見交換まとめ。8月19日火曜日、観光協会との観光におけるグリーンスローモビリティの活用について懇談会を開催。参加役員3名、事務局1名。8月22日金曜日、観光協会懇談会後のまとめ、委員での意見交換。この間の閉会中の事件調査っておりますけれども、視察研修と意見交換ができる住民との懇談会や、観光協会との懇談会を実施し、多くの考えや意見、地域の声を聞くことができました。

ヤマハのグリーンスローモビリティ工場では、自社の運転体験を実施。車の力強さや手軽さに感動いたしました。また、河川隣接地域での浸水災害の抑制に非常に効果的なあさはた緑地での長年にわたる流域治水の1つの有効性を肌で感ずることができました。

地区懇談会においては、安全性や運行管理など、未知数な

部分ではあるが、これからのまちづくりの1つのツールとしての可能性や移動支援の必要性が議論され、住民からは、グリーンスローモビリティに対する期待と早期導入を望む声が聞かれました。

観光協会懇談会では、現状からの、吾妻山でさらなる魅力アップを考えますと、頂上までの乗り物による移動方法が必要であると考えてはいるものの、まだまだ課題が多く、法人に移行したとはいえ、柔軟な発想やスピーディーな取り組みにはほど遠いと感じ取れました。観光協会としては、独自の移動手段や支援方法の研究を現在進めているとの発言も聞きました。今後も違う地域や、様々な立場の方々から意見聴取を進め、課題解決に向けて、9月議会以降も引き続き、特定事件の調査研究を進めていきます。以上、ただいま申し上げた通りの内容で、議長へ継続調査と中間報告をしたい旨の申し入れをいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

委員長

ご異議なしと認め、そのようにさせていただきますので、よろしく願いいたします。それではこれもちまして、本日の委員会は終了といたします。長時間にわたりご苦労さまでした。教育福祉常任委員会は午後1時10分から開催させていただきます。

閉会 11時 56分